

## ベトナム民事司法に関する課題と展望：債権回収システムの課題と展望を中心として

川嶋， 四郎  
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/10725>

---

出版情報：法政研究. 73 (3), pp.1-16, 2006-12-26. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

ベトナム民事司法に関する課題と展望  
——債権回収システムの課題と展望を中心として

川 嶋 四 郎

<目次>

- 1 はじめに
- 2 司法制度およびその他の社会制度等における課題と展望
  - 1) 裁判制度の現状と課題
  - 2) 法規範の整理と統合
  - 3) 経営情報の公開制等の課題
  - 4) 与信取引の未発達
  - 5) 複数の国等による法整備等の支援をめぐる課題
  - 6) 法と現実の乖離
- 3 個別的債権回収制度における課題と展望
  - 1) 担保制度の課題と展望
  - 2) 民事訴訟制度の課題と展望
  - 3) 強制執行制度の課題と展望
  - 4) 仲裁制度の課題と展望
- 4 集団的債権回収制度
  - 1) 破産法改正とその課題
  - 2) その他
- 5 おわりに

## 1 はじめに

本稿は、「ベトナムにおける民事司法の一局面についての実情報告——債権回収システムに焦点を当てて」（法政研究〔九州大学〕73巻2号250頁〔2006年〕）を踏まえて、ベトナムにおける債権回収システムの課題と展望とを概観することを目的とする。

さて、すでに前稿で述べたように、ベトナムでは、1986年にドイモイ政策が採択されて以降、市場経済システムと外国資本の導入が急速に行われ、かつ、私的所有制度が承認されるなど、社会主義理念と制度の基本的な修正と実現が、着実かつ積極的に進められている。その一環として、近時、一連の司法制度改革が進行中であり、それと歩調を合わせるかたちで、債権回収に関連する法規の整備も、現在急ピッチで行われているのである。

このような大きな改革の動きは、民事法の領域の全般にも及んでいる。

たとえば、現在、民事紛争処理手続の中核に位置する民事訴訟法については、その抜本的な改正作業が進行中であり、給付判決等の強制執行手続を定める判決等執行法も、新たに担保権実行手続を取り込むかたちで、改正法案が起草されつつある。さらに、経済的な破綻に瀕した企業の破産的清算または再生に関する破産法の改正作業も進行している。また、担保法制についても、新たな改革の動きが見られるのである。

これら法改革の動きの成果は、一朝一夕に獲得できるものではないので、基本的には、長い目で見つつ評価して行く必要があるであろう。それゆえ、以下では、このような改革途上にあるベトナムにおける民事司法の一側面における課題と展望を試みたい。

なお、本稿は前稿の実情報告に基づいて草したものであり、記述については、前稿と若干の重複が存在することを、お許し頂きたい。

## 2 司法制度およびその他の社会制度等における課題と展望

### 1) 裁判制度の現状と課題

社会主義政治体制をとるベトナムの司法制度には、現在のところ司法権の独立は保障されていない。しかし、人権を保障し、かつ、活性化した市場経済を維持確保するために不可欠となる公正な紛争処理機関としての裁判所制度の存在意義を考えると、司法権の独立および裁判官の独立は、一つの重要な国家的課題となるであろう。それらの制度の確立によって、たとえば、企業等に対して一定の有意的な規範的指針を提供でき、かつ、予見可能性のある社会が形成され、しかも、民事紛争処理のための「最後の拠り所」として、裁判所の信頼性が飛躍的に増大するであろう。司法権の独立を実現するためには、一方で、その担い手である裁判官の質を一定水準以上に維持確保するとともに、他方で、制度的には、最高人民裁判所に、違憲法令審査権を付与し、かつ、最終的な法の有権的解釈を行うことができる権限を付与することが、必要となるであろう。

ところで、裁判所制度については、たとえば、近時の法改正で、省級人民裁判所および県級人民裁判所が、司法省の管轄下から、最高人民裁判所の下に移し置かれることとなったのは、三権分立および司法権の独立を完成させるためのいわば一里塚であると、評価することができる。

しかし、先に述べた裁判制度の課題のほかに、裁判所の利用者の視点からは、民事事件と経済事件との間の訴訟手続の差異を解消し、統一的な手続を創出することが望まれる。

現在の法改革は、基本的には、このような方向に進んでいると、評することができる。

一般に、ベトナムにおいて、国民は、裁判制度や裁判官を信頼しているように思われる。ただし、上訴率が高く、監督審制度があることなどから、たとえ監督審で判決が維持されとしても、判決の確定あるいは判決が争われなくなるまでに時間がかかるといった問題点は指摘されている。また、ベトナムの社会慣行としては、裁判制度の活用よりも、むしろ、当事者間の相対交渉やADRによる民事紛争処理が好

まれる傾向にある。

これまで、裁判官職は、退役軍人のある種の名誉職的な官職と位置付けられていたが、近時、研修所における裁判官養成が、本格的に始められたようである。

なお、これまで日系企業は、地裁レベルにおける中堅企業の債権回収をめぐる訴訟事件といった若干の例外を除いて、ほとんど裁判所を利用していない。提訴が、当事者の選択に依存している面はあるものの、外資系企業を含めて、より信頼を得ることができるような裁判所システムを、構築するべきであろう。

## 2) 法規範の整理と統合

ベトナムには、現在、数多くの法形式が存在することは、すでに前稿で述べた。

法規範については、1997年の法規範文書法が規定しており、まず、法規範を制定できる主体としては、国会、国家常務委員会、国家主席、政府、首相、各大臣、最高人民裁判所、および、最高人民検察院と多様であり、また、地方においても、人民評議会および人民委員会が制定する法規範も存在する。それ自体、歴史的な意義およびその権限に関わる意義などがあるとしても、今後、数多くの錯綜した法規範の整理と統合が要請されることになるであろう。

ただ、一定の領域では、すでに改革が進んでおり、現代社会の要請に適合した利用しやすく分かりやすい法規範の創出が望まれる。また、ベトナムにおける法律案の作成過程は、一般に必ずしも透明でない面も見られるが、しかしながら、広く国民一般に対して、数次にわたりパブリック・コメントを求めるなど、民主的な側面を有しており、特筆に値する。これは、確かに、社会の要請に即した法律案の策定のためには不可欠な一コマであるが、今後、充実した討議を経た上で迅速に法制定を行うプロセスも、新たに考案され構築されるべきであろう。

さらに、以下に掲げる諸問題の克服も、課題となるであろう。

第1に、法律などの制定は、国会が、毎年立法計画を策定した上で行われるが、ただ、国会の場での法案の審議が逐条審理の方式で行われ、実際には、一つの法律案の審議にかなりの時間が割かれている。法案が審議の場で修正されることも少なくなく、その結果、条文間に矛盾抵触が生じることもあるとさえ、言われている。

しかも、毎年、10件前後の法律・法令のみが制定されるに過ぎず、社会の現実のニーズに追いつかない面もある。現代社会の要請に即応した立法過程が、できるだけ早く構築されるべきであろう。

第2に、ベトナムでは、基本的に、そもそも法律というものは制度の枠組を定めるものにすぎないという意識が強い。それゆえ、法律が制定されただけでは、制度自体は動かないという問題もまた存在する。たとえば、通達などの下位の法規範が制定されるまでは、実質的に制度の運用が行われえないという事態さえも生じるのである。それゆえ、同時並行的に規則等による細則の制定が望まれるであろう。

第3に、一方で、省庁間の縦割り意識が強く、他方で、日本における内閣法制局のような法律等の効力に関する調整機関が存在しないので、同位の法規範または上位下位の法規範の間で矛盾抵触を生じることさえも少なくない。また、法規範相互間の関係については、上記法規範文書法の規定は存在するものの、法の体系性という意識が弱いので、実際の適用の場面では、上位下位の法規範の間で矛盾抵触が存在しても、上位の法が下位の法に優先するという結果にならないこともあるとさえ言われている。法律の制定の際には、これらの問題が克服されるべきであり、そのためには、日本における内閣法制局のような大局的見地から調整組織を創設することが、有益ではないだろうか。

第4に、国家機関が定める法規範は、官報に掲載して国民に公布することになっているが、すべての法規範が公開されるというわけではない。しかも、制度の運用にとって重要な意義を有する下位規範ほど、公開されない可能性も高いとさえ言われている。それゆえに、その公開が望まれるのである。また、基本的には、重要事項は、法律に明記されることが望ましい。

ただ、官報については、ベトナム語の官報に少し遅れて、英文の官報も公刊されている点は、国際的な法理解と法展開の観点から、注目に値する。

なお、第5に、たとえば突発的な税制の変更等が行われることもあったと言われているが、これは、政治経済的な意味合いがあるにせよ、通例パブリック・コメントを求めつつ慎重な法改革が行われるベトナムにあっては、疑問であろう。

### 3) 経営情報の公開制等の課題

企業取引にとって重要な意義を有する企業の経営情報の開示については、1999年企業法に、企業の財務情報を登録する義務が規定され、利害関係者は、その閲覧を行うことができることになっている。しかしながら、登録すべき財務諸表の具体的な内容についての規定は、限定的な内容に留まっている。

一般に、投資環境の整備のためには、国営企業をも含む企業経営に関する情報の開示は、不可欠な前提となるであろう。さらに、こうした情報へのアクセスが、外資系企業を含むベトナムにおいて事業展開を行うすべての企業および新規事業の展開を考慮しているすべての企業にとって、より容易になるような具体的な方策が検討されていくことが期待される。

また、国際会計基準の導入、すなわち、会計制度のグローバル・スタンダードへの調和を保障する2003年会計法の履行確保に向けた環境整備も、行われるべきであろう。ところが、現実には、こうした経営情報の公開等に関する法制度整備や実施の取り組みは、外資系企業に、十分には認識されていない。そのためもあってか、外資系企業からは、特に国有企業の情報開示に関する意識の希薄さが指摘されたりもしている。このような当局側と企業側との間に存在する認識のギャップを埋め、整備された制度が、順次活用されていくための環境を整えることも、課題の一つと考えられるのである。

### 4) 与信取引の未発達

一般に、債権の発生とその回収のメカニズムの基礎には、信用経済のシステム基盤が存在する必要があるが、現在のベトナムでは、与信取引が未発達であることは、すでに述べたとおりである。ただし、与信等の拡大をにらんだ様々な法の整備が急速に行われているのが現状である。与信取引の未成達は、基本的には社会主義的な現物授受の生産関係に親しんできた過去をもつベトナムにおける取引慣行の表われとも言えるものの、経済の飛躍的な発展のためには、長期的な視野に立ったその変革と信用取引の浸潤が必要となるであろう。現在、信用取引が限定されている

ことにより、リスク管理の観点から取引拡大が困難であるとの指摘が、複数の外資系企業からなされていることも念頭に置き、信用取引の拡大が期待されるのである。

また、手形・小切手に関する法制度についても、簡易かつ迅速な決済機能を確立し、信用取引を下支えするための諸方策が、採られるべきであろう。

#### 5) 複数の国等による法整備等の支援をめぐる課題

日本がベトナムに対して多様な法整備支援を実施していることは、すでに述べたとおりである。

ベトナムは、一方では、諸外国の支援を受けながら、着実に法継受を行う積極的な姿勢が見られるものの、他方で、同時併行的に行われる諸外国の法整備支援に対しては、特定の法律の制定に際して特定の国の支援に全面的に依拠することなく、むしろ、独自の判断から、最善と考えるものを選択的にもしくは修正的に採用し実定法化するという、慎重かつしたたかな姿勢も見られる。すなわち、各種法律の起草委員会自体は、特定の支援国に法案の立案を専門的かつ排他的に委託するのではなく、むしろ、独自にかつ密行的に起草作業を行っているとのことである。それは、ベトナムが、支援・提言内容の咀嚼と自己決定の機会を確保し、長期的な視野に立った諸外国との円滑な関係形成を志向する基本姿勢の表われでもある。

このようなベトナムの基本スタンスに対して、支援国の採るべき態度には難しいものが存在するが、基本的には、グローバル・スタンダードに配慮しつつ、長い目で見て当事国にとって最も望ましいと考えられる法規範の選択的な創出をサポートできる体制をとることが望まれるであろう。それと同時に、支援国相互間で、間断なく情報交換を行い、多様な角度から、各国の歴史的な教訓をも踏まえて、ベトナムに対して、法情報の提供を行うこともまた期待される。

#### 6) 法と現実の乖離

ベトナム社会には、法と現実との乖離という現象が顕著に見られることは、すでに述べたとおりである。ただこれらも、その是正に向けた努力が、様々な局面で見



られるというのが現状である。

一般に、法と現実との乖離という現象は、多くの国で見られるものであるが、これもまた、長期的な視野に立った教育と着実な法執行を通じて、徐々に是正されていくべき課題であろう。それが困難な場合には、より、社会的要請に即して遵守しやすいかたちに、法律等を改正すべきであろう。

ただし、立法に関しては、一般に法令の改正が頻繁過ぎるとの指摘もあり、国民の法令に対する理解を基盤とした法の社会への浸透の点に問題が生じるとともに、企業の経済活動における予見可能性を損なうおそれがある。したがって、より計画的に法令の改正を行うとともに、社会への周知化をより一層徹底することも、課題となるであろう。

### 3 個別的債権回収制度における課題と展望

#### 1) 担保制度の課題と展望

担保制度についても、たとえば2004年中の立法が目指されている担保取引登録法をはじめ、近時、急速な法改革が見られるものの、信用取引の拡大への期待とともに、今後の担保制度の有効活用が期待される。

また、担保権の実行については、現在立案が進行している執行関係法（判決執行法）草案では、1章を割いて、各種の担保実行手続を包括的に規定しているが、透明な手続を通じて、迅速かつ効率的に担保権を実行でき、円滑に債権の回収を可能にする手続が確立されることが望まれる。

先に述べたように、法実務の実態を見た場合に、担保制度に関しては、法制度が社会に根付いていないという課題があることから、日本における関連情報を紹介しベトナム・日本間で共同の研究を継続的に行うことで、日本におけるベトナム理解を深化させるとともに、ベトナムにおける司法・行政・産業界等の関係者の理解を増進させることも、また有益であろう。

## 2) 民事訴訟制度の課題と展望

民事訴訟の判決手続に関しては様々な問題はあるが、現在、最高人民裁判所の判例や指導を通じて、法適用の指針が徐々に明らかにされているとのことであり、また、判決の公開化や判例評釈の活発化をめざし、新たな胎動も見られる。こうした動きを支援するために、たとえば、裁判における法解釈や法適用の技法について、日越間で共同研究を行うことは、民事裁判の質の向上と信頼確保のために有益な手法であると考えられる。

さらに、現在、ベトナムの民事裁判制度について指摘されているいくつかの問題点も、克服される必要がある。

第1に、その民事訴訟においては、原則として口頭弁論を行う前に、和解手続を経なければならないという、和解前置主義が採用されているが、手続の実際においては、その期日が無駄に繰り返され、その結果、訴訟遅延が生じることも少なくなるとされる。当初から裁判所の判決を求めて提訴された事件も少なからず存在すると考えられること、および、和解は本来訴訟手続のどの時点でも可能であることを考えると、和解前置主義は廃止されるべきであろう。

第2に、民事事件と経済事件に関して、管轄に争いを生じ、裁判所をたらい回しにされるといった事例もあるという。また、特に、いわゆる経済事件の審理において、経済事件に関する裁判官の理解度が必ずしも十分ではない事例も見られるとのことである。立法的な解決が不可欠であろう。

第3に、民事事件や経済事件において、両当事者が和解内容や判決内容に納得しても、検察院等の監察機関が異議の申立てを行うと、手続が再開し、事件の解決が遅延することになるとも言われている。司法権の独立を確保し、裁判所での判断を終局的なものとして、再定位すべきであろう。

第4に、ベトナムの民事訴訟は、いわゆる2審制を採用しているが、第1審判決に対する上訴率は高く、その点でも裁判が長期化しがちであると言われている。裁判の質の確保および裁判を受ける権利とのかねあいの問題でもあるが、何らかのかたちで、上訴制限を行うことが必要となるであろう。

第5に、判決が未公表であるという問題もあるので、最高人民裁判所の判決はす

べて公刊し、かつ、下級審裁判所の判決も、重要なものは公表を行うべきであろう。最高人民裁判所も、そのための条件さえ整備されれば（すなわち、予算措置がかなえば）、いつでも公表する意図を有しているとのことであった。なお、判例評釈や判例研究なども現に行われつつある。このような諸課題に関する支援も、行われるべきであろう。

第6に、外国企業にとっては、一般に現地企業が有利に扱われると感じられることが多いので敗訴の可能性が高い（外資系企業の中では、「訴訟をしても外資は負ける」と一般に観念されている）として、裁判所が敬遠されがちであるとも言われている。法の下での平等が実現されるべきであろう。

### 3) 強制執行制度の課題と展望

判決執行法の改革は、現在進行中であり、司法省の起草チームが、第4次草案を作成中である。この法律は、民事判決の執行だけではなく、刑事判決の執行をも包含する点に特色がある。

現在の強制執行には、次のような問題点が存するが、いずれも克服されるべきであろう。

第1に、強制執行が行政作用と位置づけられおり、司法省が、それに対する管轄権を有している。制度的に見て、裁判所の監督下で執行が行われてはいないので、公正かつ中立的な司法機関による迅速かつ効率的な執行が、必ずしも十分に担保されていないという問題がある。また、執行過程で生じる紛争が、司法的に解決されないという問題点も存在する。さらに、執行の申立ての前提として、債権者が債務者の財産を探知するための手続を欠くという問題点も存在する。

ただしかし、改正法案には、強制執行を裁判所の管轄に移管するのではないが、執行官の行為等に対する不服申立てを審理する機関として、裁判所が予定されている。それは、執行手続にとっては一歩前進と評価できるが、しかし、将来的には、強制執行権を司法権の一作用として位置づけた上で、裁判所の手続を通じて強制執行が行われることを、保障すべきであろう。

第2に、唯一の執行機関でありかつ行政官としての執行官の制度が、必ずしも十

分に機能していないという問題（例、執行の遅滞や汚職等の問題）についても、基本的には、強制執行を、裁判所の職務として位置づけることで、克服されるべきであろう。

#### 4) 仲裁制度の課題と展望

近時、ベトナム仲裁法の領域では、大きな変革が見られる。

2003年7月1日から施行されている商業仲裁法により、国内仲裁判断についても、裁判所における執行判決の付与を通じて、債務名義化する途が開かれ、かつ、最高裁判所サイドも、基本的に国内仲裁を促進させる方針を有しており、現在、商工会議所の経済仲裁センターも、着実に実績を上げていることは、すでに述べたとおりである。

国際仲裁について、上記仲裁法の制定により、多くの点が改善されたことも、すでに述べた。また、多様な仲裁人の候補者名簿も準備されており、今後の展開が期待できる。

他方、日系投資企業の間からは、ベトナム国内での取引紛争が、一定の評価のある「外国仲裁センター」の管轄から外れるのではないかといった懸念の声も聞かれている。

### 4 集団的債権回収制度

#### 1) 破産法改正とその課題

2004年に、可決成立が予定されている改正破産法の草案には、次のような特徴がある。

まず、国有企業も倒産能力を有すること、また、裁判所の判断によって、再生手続が、破産的清算手続に前置して実施させることができること、さらに、その再生手続においては、いわゆる自働停止の制度を導入し、担保権者の権利行使に対しても制限を課し、またさらに、基本的には、債務者優位の再生計画を策定することが、

草案に盛り込まれている。

個別的な問題として、たとえば、担保権の消滅の可否、関係人集会の決議方法、再生計画案の承認要件などの重要部分が、十分に詰められていないとの指摘も見られるので、今後の検討が望まれるのである。

この草案の作成過程においては、国有企業の改革の視点のみならず、健全な債権回収の制度的な基盤を創造するという視点をも重視し、具体的に規範化されることが期待されるのである。また、この草案には、裁判官の倒産処理手続過程への関与についても、詳細に規定されているが、裁判官の関与に関しては、その力量面での懸念も表明されている。

なお、現在、各種の管財人の育成も図られるべきであろう。

## 2) その他

日系企業のベトナムに対する直接投資を促進するために、2003年11月14日、日越投資協定が署名されたところである。また、二国政府間の取組みである「日越共同イニシアティブ」が、取りまとめられ、その中には、法制度面に関係した指摘も、いくつか盛り込まれている。

今後、すでにベトナムに進出している日系企業等から、現場の声を汲み上げつつ、かつ、現時点におけるベトナムの国情にも配慮して、本報告で指摘したような具体的な論点に関する協議が、あらゆる機会を捉えて行なわれることが望まれる。

また、WTO加盟に向けての準備、ASEAN自由貿易協定に基づく関税率引下げを含む対応、さらには、すでに発効している米国との二国間通商協定の実施等、現在ベトナムは、国際的な経済枠組にかかわる多くの課題に直面している。こうした課題は、現在政府部内等で広く認識されており、これらを好機として、社会主義経済体制下であって、自由主義経済における優れた側面を受け入れる努力が払われていることもまた、看取することができる。

今後とも、ベトナムの経済法制度整備が一層進められることが期待される。数年後には、現在の課題に対する対応について基本的な方向付けがなされ、一定の成果となって現実化することを期待することができると、評価できるであろう。

その他、首相府に設置された検査委員会が、たとえば脱税や密輸を摘発すると称して不意打ち的に緊急査察を行うことがあり、また、地方の消費者センターが、マスコミへの公表を事実上の威嚇手段として、外資系企業と消費者との間の紛争を、強制的に調停することもあるとのことである。しかし、このようないわば非常かつ不意打ち的な手続措置の発動に対しては、法律・条例等で、その発動根拠と要件および手続保障を明確化する必要が存在するであろう。

なお、日系企業のベトナム進出に関しては、政府が、工場等の立地場所の変更を促すことも少なくなく、それによって、ベトナム進出を断念する企業も、これまでは存在したが、この問題についても、十分な対話の機会が与えられ、双方にとって最も望ましい選択を可能とする対話のフォーラムの創設が期待される。

## 5 おわりに

以上で、本稿の考察を閉じたい。

今回の調査研究でも、東南アジアあるいはベトナムの多様性について、深く考える機会を得ることができた。それは、民族的に見ても多様な民族からなる国家であると言うだけでなく、歴史的かつ地域的に見ても、ベトナムの多様性には驚かされるものがある。それは、人々の生活にも、同様に当てはまる。

今回のベトナムにおける調査の頃、私は、2つの書物に、心を動かされていた。

一つは、詩人、金子光晴の『マレー蘭印紀行』（中央公論社、初出・昭和15年〔1940年〕）であり、もう一つは、評論家、渡辺京二の『逝きし世の面影』（葦書房、平成10年〔1998年〕）である。最後に、それらの記述の引用して、結びに代えたい。

まず、放浪の詩人、金子光晴は、戦前、マレー半島を放浪し、そのゴム園の開発の現場を見ながら、次のようなことを考えていた。

「森のあらたな整頓と、静粛のなかには、失われたものの、いなくなってしまったものをいたむところが強く漲っていた。同時に、それは人のところから、自己と放恣とが亡びてしまった取り返せぬ淋しさを語っていた。みたされぬ私の気持ちは、懐中電灯がうつし出す黄ろく濁った水のなかに、扁平な、カリカチュアじ

みた鱧のかたちが、幻にでもあらわれてくれぬものかと、秘かに待ちうけているものごとくであった。夜のくらやみには、森のいきものの頽廃、嘆きが抱きあっているのを眺めてすぎるばかりであった。

・・・

開墾はすんだ。火で浄めた新しい土には、ゴムの苗木がうえられる。

だが、人間が、犠牲をものともせず、おのれの富の無限をくらべようとした非望も、廣大無辺な森のなかに一つ二つ、けちな砂利禿をつくったにすぎない。」

私は、現在における「法整備支援」の営みが、「けちな砂利禿」以上の価値をもたなければならないことを、当然のことながら、まず肝に銘じていたのである。そして、また、私は、日本の近代化の前に失われてしまったものを、ベトナムの地に見出し、それと近代化との調和をも可能な限りで志向したのである。

次に、日本の地方と呼ばれる場所から、確かな視点で批評活動を続ける、渡辺京二は、明治維新の前後に、日本を訪れた欧米人の日本見聞録を素材に、『逝きし世の面影』を上梓した。

彼は記す。

「私の問題意識に、日本的なものを讚美しようとする志向を見出す人がいるらしいのは、甚だ意外というほかない。私は自分が日本人論とか日本文化論に全く関心がない。」と。

渡辺は、その出版後に、次のような本稿にとっても示唆的な指摘を行っていた(以下、渡辺京二「逝きし世と現代」同『荒野の立つ虹〔渡辺京二評論集成Ⅲ〕』129頁〔葦書房、1999年〕による。)

「……われわれは欧米人観察者の所見について、どれだけでも懐疑的になることができるが、彼らが口を揃えて当時の日本人を幸福で満足した民と表現するとき、その印象を幻影として斥けることはできない。なぜなら、その印象は彼ら自身にとって意想外でありおどろきだったからである。

彼らは逆に、この国において専制的支配の下にうちひしがれた民を見出すものと予想していた。だから彼らの発見は不本意な発見だったのである。彼らはおの

れの属する近代西洋文明の優越については揺るがぬ自信の持ち主だった。彼らの文明が達成した諸価値はことごとく、人間に史上最高の幸福をもたらすはずのものであり、その意味でそれはヒューマニティのための文明だった。ところがそのような近代的ヒューマニティを保証する要件を根本的に欠く社会において、住民の顔は幸福感に輝いているのである。較べて見れば明白であった。彼らが故国の都会でしばしば見出したような、憔悴と絶望と苦悩の表情は、江戸でも長崎でも目にすることはできなかったのだ。

彼らの近代西洋文明への自信が揺らいだというのではない。だが彼らは、それとはまったく枠組を異にする文明が、住民に幸福を保証するという事実を承認せざるをえなかった。したがって、彼らは、しばしば立ち停まって沈思したのである。自分たちの到来がこの国にもたらそうとしている変革は、もともと無用なのではないか、この国は今ままで十分幸せなのではないかと。つまり彼らは、おのれが西洋近代文明の一員であることに改めて優越をおぼえながらも、この国の住民にとって《近代》は必要ないのではあるまいかと、しんそこから感じたのである。」

この調査でも、また、これまで何度か携わってきた法整備支援の仕事においても、私は、「しばしば立ち停まって沈思」することがあった。しかし、元来、選択の自由は、ベトナムの立案担当者やその国民にあり、私たちができることは、私たちの歴史と経験をもとにして、(もしあるとすれば)より良き選択のために十分な情報を提供することであると考えて、私は、その任に当たった。

今では、随分昔のように思えるが、2001年(平成13年)6月12日に公表された『司法制度改革審議会意見書』でも、「法整備支援」は、法曹の国際化や、開放性の理念を追究する法科大学院の使命としても重要な意味づけが与えられていた。その含意は、そのような歴史と経験の伝達が、日本の司法だけではなく、将来にわたって、日本の歴史と経験をより豊かなものにすることができるであろうことの確信に裏付けられたものであるようにも、私には思われた。

ただ、私は、将来的には、このような法整備支援を担うことができる法曹を、法科大学院の教育学修の過程を通じて育成できることを希望しつつ、その教育に携っ



ている。

それらの意味で、このような報告資料も、多少の意味を有するのではないかと願う。

\*本稿は、「How APEC Economies Are Coping with Debt Collection: Vietnam —Outline of the System, its Application and Execution」Strengthening Economic Legal Infrastructure Coordinating Group ed., 2003 Study on Debt Collection Litigation/Arbitration in APEC Economies, Japan 45-56 (2003) に全面的な改定を施し、日本語版としてまとめた「APEC諸国・地域における債権回収関連取組み状況：ベトナム」『法制度整備支援調査：APEC諸国における債権回収訴訟・仲裁の実状に関する調査報告書』77-84頁（2003年）に、かなりの加筆を施して公刊するものである。この報告書の経緯については、前稿を参照。

本文の法状況は、すべて2003年夏の段階のものである。諸般の事情で、公表が大幅に遅れたことを、心からお詫びしたい。